

物品買入れ等指名競争入札参加者の指名の制限等について

世田谷区が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負を除く）については、平成 20 年度より希望制指名競争入札制度を導入し、入札の競争性・透明性等の確保を図っているところですが、最近、新規に入札参加を希望する事業者の一部に、事業所の実態のないペーパーカンパニーや、同一事務所に複数の会社名を掲げるなど、区内事業者を装って入札に参加しようとする事業者が見受けられます。

こうした不適格な事業者は、入札の公正性等の観点から問題があるため、区としては、実態調査の上、入札参加者の指名から排除するなどの対応を行っています。

今後も引き続き、公共的事業に関わる事業者として不適格であると判断した場合には、下記のとおり、「世田谷区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準（以下、「指名基準」）」に基づき、指名を行わないなどの措置を行いますのでご承知おきください。

記

1. 「指名基準」について

「指名基準」においては、指名の際の判断事項として次の 7 項目を掲げ、この点に問題がない場合に指名を行うこととしています。

経営及び信用の状況	不誠実な行為の有無
発注業務の履行についての技術的適性	発注業務の内容に適した専門性
世田谷区発注業務の履行状況	官公庁等発注業務の実績の有無
その他、不適格者と認められる事実の有無	

次のような場合は、入札参加者としての指名を行いません。

事業所として登録した住所において事務所の実態がない場合、または、事務所の存在が確認できない場合

独立した事務所（ ）としての形態が整っていないと認められる（またはその可能性が高い）場合 など

例えば、他事務所に電話が転送される場合や、他事務所と間仕切りをしているだけの場合などは、独立した事務所とは認められません。

次のような場合は指名を行わない場合があります。

正当な理由もなく、入札において不参等を繰り返すもの

過去、世田谷区の発注業務において、不誠実な行為や履行上の問題等があったもの
発注業務の規模等に対して、事業者の業務実績（売上高等）が少ないもの など

2. 新規事業者の指名制限について

新規参入事業者については、履行状況・品質等に問題がないことを確認するため、最初の契約についての履行が完了するまで（契約期間が 6 ヶ月を超える契約は契約締結日から起算して 6 ヶ月を経過するまで）の間、次（2 本目以降）の契約締結を行いません。なお、本制限の適用の有無は案件公表又は指名通知の際に明示します。